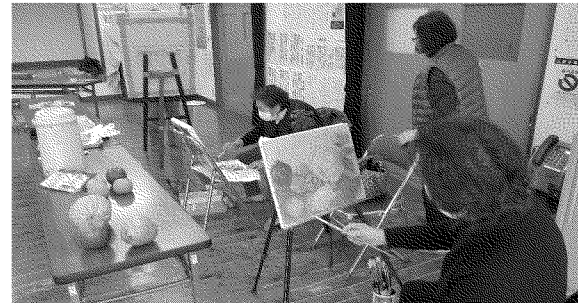
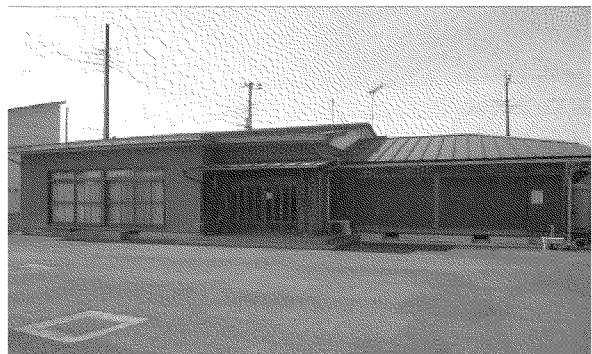


令和7年度

第1回 東松山市立上唐子集会所運営委員会



令和7年6月5日(木)

東松山市教育委員会

令和7年度 第1回東松山市立上唐子集会所運営委員会次第

令和7年6月5日(木)15時30分～
於：東松山市立上唐子集会所

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あ い さ つ・・・東松山市教育委員会教育長

4 正副委員長選出

- (1) 運営委員・事務局自己紹介
- (2) 正副委員長選出
- (3) 議長選出
- (4) 議長より議事録署名人指名

5 議 事

- (1) 令和6年度事業報告
 - ア 各教室の実施報告
 - イ 集会所利用報告
 - ウ 人権教育行事等報告
- (2) 令和7年度事業計画
 - ア 成人教室計画
 - イ フレンドスクール計画
 - ウ 人権教育行事等計画
- (3) その他
 - サマーキャンプについて

6 その他

次回運営委員会

令和7年11月19日(水)

7 閉 会

(1) 令和6年度事業報告

ア 各教室の実施状況

期間：令和6年4月～令和7年3月

① 成人教室

No.	教室名	開講 日数	期 間	開 講 日 開講時間	講 師 名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	カラオケ教室	20日	5月9日～ 令和7年2月9日	第2木・第4土 9:30～11:30	白川あき子先生	9人 延153人	7.7人
2	絵画教室	13日	4月19日～ 令和7年3月24日	第1・3金曜 13:30～15:30	矢島兼之先生	7人 延63人	4.8人
3	フラワーア レンジメン ト教室	9日	5月14日～ 令和7年2月15日	第2週火曜 9:30～11:30	大沼賀代子先生	12人 延99人	11.0人
4	体操教室	12日	4月23日～ 令和7年3月18日	第4週火曜 13:30～15:30	遠藤良江先生	15人 延77人	6.4人

② 小学生フレンドスクール

No.	学 校 名	開校 日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	唐子小	22日	5月17日～ 令和7年2月28日	毎週金曜 16:20～17:30	奥村俊之教諭 延55人	10人 延179人	8.1人
内容：宿題、国語、算数、自主学習、レクリエーション(お楽しみ会)、 人権フェスティバル用工作(カラフルなかご)ほか							
2	珠算教室	41日	4月20日～ 令和7年3月22日	毎週 土曜日 14:00～16:00	浅見慎哉先生	17人 延491人	12.0人
内容：かけ算、わり算、見取り算練習ほか							

③ 中学生フレンドスクール

No.	学 校 名	開講 日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	南 中	12日	5月16日～ 令和7年2月13日	毎週 木曜日 17:30～19:30	佐藤翔教諭 延31人	1人 延11人	1.0人
内容：宿題、テスト学習、調理実習 他(サマーキャンプは教員のみ)							

④ サマーキャンプ

No.	事 業 名	期 間	会 場	参加人数
1	比企郡市集会所 サマーキャンプ	7月30日(火)	ときがわ町木のむらキャンプ場	唐子小 9人
小中学校児童生徒 市内：松二小 8, 市の川小 11, 大岡小 2, 唐子小 9, 北中 1, 南中 0 (小計：小学校30, 中学校 1, 合計31) 市外：七郷小 27, 西小 9, 吉見中 1 (小計：小学校36, 中学校1, 合計37) 合計：小学校66, 中学校2, 合計68				

イ 集会所利用状況

【 上唐子集会所利用状況 】(令和6年4月～令和7年3月)

月	利用団体数	フレンドスクール (人)	成人教室 (人)	地域利用 者数(人)	利用者数 合計(人)
令和6年 4月	13	16	30	88	134
5月	20	68	88	82	238
6月	22	110	80	35	225
7月	19	64	40	86	190
8月	15	62	46	99	207
9月	21	92	82	32	206
10月	21	79	78	74	231
11月	20	65	82	29	176
12月	18	60	86	67	213
令和7年 1月	22	73	106	96	275
2月	17	66	154	24	244
3月	9	53	20	36	109
計	217	808	892	748	2448
月平均	18.1	67.3	74.3	62.3	204.0

ウ 令和6年度人権教育行事等報告

事業名	期 日	会場等
第1回東松山市立 上唐子集会所運営委員会	6月6日(木)	東松山市立上唐子集会所
西部地区人権教育 実践報告会	7月26日(金)	入間市産業文化センター
比企郡市集会所 サマーキャンプ	7月30日(火)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第23回比企郡市 人権教育研究集会	8月2日(金)	吉見町フレサよしみ
埼玉県教育集会所 連絡協議会第16回 実践交流会	8月19日(月)	さいたま市五反田会館
第22回比企郡市人権 フェスティバル	10月26日(土)	嵐山町国立女性教育会館
第44回埼玉人権 フォーラム	11月8日(金)	熊谷市さくらめいと
第2回東松山市立 上唐子集会所運営委員会	11月18日(月)	東松山市立上唐子集会所
東松山市立集会所 合同文化祭	令和7年 2月15日(土)	松山市民活動センター 舞台発表 カラオケ、新舞踊、民踊 展示発表 フレンドスクール作品、 フラワーアレンジメント、 絵画
2025みなくる フェスタ	令和7年 3月22日(土)	鴻巣市鴻巣文化センター (クレアこうのす)

(2) 令和7年度事業計画

ア 成人教室計画

*既定の曜日以外の日程で行う場合もあります。

令和7年5月27日現在

集会所	講座名 年間回数 申込人数	講 師 開催曜日 開催時間	開 催 月 日												
上 唐 子 集 会 所	カラオケ 20回 10人	水木 一夫 先生 第1火・3金曜 13:30~15:30		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			開催日	18	16	3 20	1 18	5 22	2 19	7 17	4 21	2 19	6 16	3 6	
			月計	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
			累計	1	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	20
			備考												
	絵画 12回 7人	矢島 兼之 先生 第1金曜 13:30~15:30		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			開催日		2	6	4	1	5	3 24	7	5	9 30		23
			月計	0	1	1	1	1	1	2	1	1	2	0	1
			累計	0	1	2	3	4	5	7	8	9	11	11	12
			備考												
	フラワー 9回 11人	大沼賀代子 先生 第2火曜 9:30~11:30		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			開催日	8	13	3			9	14	11	9	13	10	
			月計	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0
			累計	1	2	3	3	3	4	5	6	7	8	9	9
			備考												
	体 操 12回 13人	遠藤 良江 先生 第4火曜 13:30~15:30		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			開催日	22	27	24	22	26	16	14	18	23	27	24	17
			月計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			累計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			備考												
備 考	開・閉講式： 開講式は教室開催日初日 閉講式は教室開催日最終日														
連絡先	東松山市教育委員会 生涯学習課 近江主任 関口指導員 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-5 電話23-2221 (内線289) 直通電話21-1431														

イ フレンドスクール計画

*既定の曜日以外の日程で行う場合もあります。

令和7年5月27日現在

集会所	学校名 年間回数 申込人数	担当者名 開催曜日 開催時間	開催月日													
上唐子集会所	唐子小 20回 14人	鈴木実 教諭 金曜日 16:20~17:30		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			教室開催日			23 30	6 13	4 29		5 12 19 26	3 17 24	未定	5	16 23 30	2 13	
			月計	0	2	2	2	0	4	3	1	1	3	2	0	
			累計	0	2	4	6	6	10	13	14	15	18	20	20	
			備考													
	南中 0回 0人	佐藤翔 教諭 木曜日 17:30~19:30		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			教室開催日													
			月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			備考													
	令和7年 開校せず 珠算教室 40回 17人	浅見慎哉先生 土曜日 14:00~16:00		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			教室開催日	19 26	10 17 24 31	7 14 21 28	5 12 26	2 9 23 30	6 13 27	4 18 25	8 15 22 29	6 13 20	10 17 24 31	7 21 28	7 14 28	
			月計	2	4	4	3	4	3	3	4	3	4	3	3	
			累計	2	6	10	13	17	20	23	27	30	34	37	40	
			備考													
備考 開・閉校式 : 開校式は教室開催日初日 閉校式は教室開催日最終日																
連絡先 東松山市教育委員会生涯学習課 近江主任、関口指導員 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 電話23-2221 (内線289) 直通21-1431 上唐子集会所 東松山市大字上唐子1062 電話24-2587 (管理人) 篠田 勝 様 唐子小学校 電話22-0675 南中学校 電話22-0676																

ウ 人権教育行事等計画

事業名	期 日	会場等
第1回東松山市立 上唐子集会所運営委員会	6月5日（木）	東松山市立上唐子集会所
西部地区人権教育 実践報告会	7月25日（金）	飯能市市民会館
比企郡市集会所 サマーキャンプ	7月29日（火）	ときがわ町木のむらキャンプ場
第24回比企郡市 人権教育研究集会	8月1日（金）	ときがわ町文化センター （アスピアたまがわ）
埼玉県教育集会所連絡 協議会 第17回実践交流会	8月19日（火）	東松山市高坂丘陵市民活動センター
第45回埼玉 人権フォーラム	11月6日（木）	行田市産業文化会館
第23回比企郡市 人権フェスティバル	11月15日（土）	東松山市松山市民活動センター
第2回東松山市立 上唐子集会所運営委員会	11月19日（水）	上唐子集会所
東松山市集会所 合同文化祭	令和8年 2月11日（水・祝）	松山市民活動センター 舞台発表 カラオケ、新舞踊、民謡 展示発表 フレンドスクール作品、 フラワーアレンジメント、 絵画
2026みなくる フェスタ	令和8年 3月28日（土）	羽生市産業文化センター

【 サマーキャンプ実施要項 】

サマーキャンプの意義・目的

- 豊かな自然に親しみ、自然を大切にしようとする心情を養う。
- 友達との共同作業や交流活動を通して、人と助け合う協調性・社会性を培う。
- 他校の新しい友達との語らいを通じて、仲間づくりを図るとともに、互いに支え合い信頼し合う人権意識の素養を高める。

1 活 動 目 標

- (1) たくさんの友達をつくろう。
- (2) 自然に親しみ、いろいろな体験をしよう。

2 期 日 ・ 場 所

- (1) 期 日 令和7年7月29日（火）
- (2) 場 所 比企郡ときがわ町「木のむらキャンプ場」
ときがわ町大字大野1440
TEL：0493-67-0850

3 参 加 対 象 小学生・中学生（小学校2年生以上）定員約60名

4 参 加 費

- (1) 一人当たり 2500円（入材料、保険料、弁当代、ニジマス代等）
- (2) 支払方法 嵐山町分、吉見町分については、各小中学校の参加費を教育委員会に取りまとめる。東松山市分については、各小中学校で参加費を取りまとめる。集金が完了次第、参加費を東松山市教委（事務局）が回収する。

5 判 定 等

- 雨天等で中止の場合、7月29日（火）午前6時に判定。
※ 中止の場合のみ、6時30分 メールにて連絡。
- 予め実施が困難と思われる天候（台風等）の場合、事前に中止連絡。

6 傷害保険…教委担当：東松山

- (1) 加入保険 国内旅行傷害保険（会社名：損保ジャパンパートナーズ
TEL 049-249-5001 担当者 内藤賢人）
一人当たり保険料 100円程度
- (2) 内 容 死亡、後遺障害保険金額 100万円 入院保険金額 1,500円
通院保険金額 1,000円

(3) 参加者募集と保険加入の日程

- 参加募集期間

6月2日(月)～6月13日(金)

QRコードにて電子申請。

電子申請が難しい場合のみ、紙による申請。

- 事務局(東松山市教育委員会 生涯学習課)へ報告 6月17日(火)

担当:近江・田中・関口へ

- 保険に加入

7月22日(火)

7 サマーキャンプ打合せ会等(教委・集会所該当小中学校担当者)

(1) 5月30日(金) 15時30分 第1回実行委員会 総合会館多目的ホール

(2) 6月19日(木) 15時30分 第2回実行委員会 野田集会所

- 出席者 学校関係者(集会所担当教員)+事務局

- 主な内容 「参加者名簿」をもとに当日の内容について打合せ

(3) 7月29日(火) サマーキャンプ当日

(4) 8月25日(月) 15時00分 第3回実行委員会

松山市民活動センター 大会議室

(※ キャンプが中止の場合、第3回は実施しません。)

8 子供たちの持ち物

(1) 必ず持っていく物

- 靴 ○ 敷物 ○ 水筒 ○ ビニール袋
○ 雨具(レインコート、折りたたみ傘等) ○ シャツ(長袖)
○ タオル ○ 靴下 ○ 帽子 ○ 軍手(マスのつかみ取り用)
○ 水着 ○ ハンカチ ○ ちり紙 ○ 着替え(ぬれたり汚したりした時のために)
○ 川遊び用くつ(※ビーチサンダル、クロックスは禁止)
○ その他個人で必要なもの

(2) 必要に応じて持っていく物

- 時計 ○ 筆記用具 ○ 医薬品 ○ ナップザック ○ マスク 等

(3) 持っていない物

- お金、おやつ、携帯電話、ゲーム機等

9 前日・当日準備

7月28日(月) 14時00分 前日準備(全教委)

- ① マスのつかみ取りの会場準備
② オリエンテーリングのカードの設置

7月29日(火) 9時30分 当日準備(全教委)

- ① 開村式の準備
② ニジマスの搬入及びつかみ取りの準備
③ オリエンテーリングの準備
④ 調理場の準備、⑤弁当の搬入

※ 両日とも、「木のむらキャンプ場」に集合

10 役割

活動内容	用意するものなど	担当者
救 護	救急薬品	教委：東松山
昼 食	材料や弁当の注文	教委：東松山 嵐山 吉見
	ネットデッキ、放送用具(マイク・アンプ) 延長コード	教委：東松山
その他	会計	教委：東松山 嵐山 吉見
	ハンドマイク 2 個	教委：ときがわ
	ごみ回収袋	各教委
	写真	教委：川島
	「子供用しおり」原本	教委：東松山
	部屋割り (当日用)「サマーキャンプ 資料」50 部 (運営委員 6 部・教委 11 部・担当教員 9 部・予備)	教委：東松山

11 備考

- 子どもたちをバンガローごとのグループに分け、オリエンテーリング、昼食を一緒にする。
- グループはできるだけ他市町や他校と組む。
- 各グループで班長を決める。できるだけ年長者が班長になる。
- 川遊びの前の着替えは各バンガローで行う。
- 救護場所・・・炊事場 目印の旗：(赤十字又は担当学校の旗)

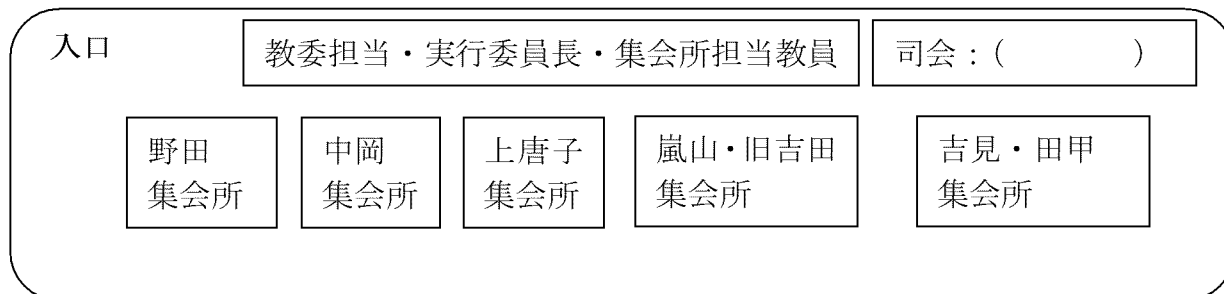
7月29日(火) 日程

時 刻	内 容
9 : 3 0	教育委員会担当者集合
10 : 2 5 10 : 3 0	○集合 ○開村式・多目的広場(雨天の場合 炊事場) 1 あいさつ(司会 担当教員：) ○実行委員会会長 ○ときがわ町教育委員会教育長 2 来賓・実行委員・協力委員・先生方の紹介 3 日程説明…担当教員 () 4 終了 終了後、班ごとにバンガローに荷物を置きに行く
11 : 0 0 ～11 : 5 0	オリエンテーリング(多目的広場に集合) 全体説明 () 班ごとにスタートする(5分間隔の時間差で出発) 9つの目印を見つける
12 : 0 0	昼食(弁当)の納入、仕分け(担当：集会所設置3教委) ※配布準備が整いしだい、配布する。 ○ 昼食・・・部屋ごとに食べる

～13:00	※ パック等は、所定の場所に返却する
13:00	ニジマスのつかみ取り（水着に着替えて多目的広場に集合）
～14:00	全体説明（ ） 実施方法については、実行委員会で検討
14:00	川遊び
～15:00	ニジマスが焼きあがったら、随時子どもたちにニジマスを配布する。
15:00	バンガローで着替えた後、バンガローの清掃を班ごとに行う。 先生方がチェックをして OK なら多目的広場に行く
15:30	○ 集 合
15:35	○ 閉村式（多目的広場）雨天時（炊事場） 進行（ ）
	1 あいさつ…実行委員会会長 教育委員会代表（東松山市）
	2 感想発表 ○ 子ども代表（嵐山町）
	3 連絡
～15:45	○ 終了・解散

【開村式・閉村式隊形】各集会所の子供たちの並び方 （場所：多目的広場）

川



◎ 閉村式 児童感想 発表順

発表年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
集会所名	旧吉田	中岡	田甲	上唐子	野田	旧吉田	中岡

◎ 教育委員会 発表順

発表年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
教育委員会	東松山市	吉見町	嵐山町	東松山市	吉見町	嵐山町	東松山市

○東松山市立集会所条例

昭和48年12月25日

条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 市社会教育委員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

名称	位置
東松山市立野田集会所	東松山市大字野田1060番地1
東松山市立中岡集会所	東松山市大字岡1220番地2
東松山市立上唐子集会所	東松山市大字上唐子1062番地

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市立集会所条例（昭和48年東松山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 東松山市立集会所（以下「集会所」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 東松山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用については、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)

2 東松山市立集会所運営委員会規則(昭和49年東松山市教委規則第3号)は、廃止する。

(以下は、使用許可申請書等につき、本日は省略させていただきます。御了承ください。)

東松山市立上唐子集会所運営委員名簿

区 分	氏 名	備 考
1 号委員	梶 野 義 明	唐子小学校長
	栗 田 秀 人	南中学校長
	鈴木 実	唐子小学校教諭
	佐 藤 翔	南中学校教諭
2 号委員	野 口 紀 子	社会教育委員
3 号委員	小 川 徹	唐子小 P T A 会長
	堀 越 秀 延	上唐子第二自治会長
4 号委員	大久保 栄 利	知識経験を有する者
	篠 田 勝	知識経験を有する者
	小 川 藤 雄	知識経験を有する者

※ 任期は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日までとします。